

議案第53号関連資料  
明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 国民健康保険料の賦課限度額における国の基準との差の解消

(1) 目的

明石市国民健康保険条例に規定する保険料の賦課限度額（高所得者層に係る保険料負担の上限額）について、平成30年度の改正において、保険料率の見直しに伴う高所得者層への激変緩和措置として基礎賦課限度額を据え置いたため、国民健康保険法施行令（以下「政令」）の基準との差が発生しています。こうしたことから、これまで段階的な差の解消を進めており、このたび令和3年度において政令の基準との差を解消しようとするものです。

(2) 概要

現行では基礎賦課限度額が政令の基準を2万円下回っていることから、国が令和3年度に政令の基準を据え置いたところを本市は2万円引き上げることで、中間所得者層の保険料負担の緩和を図るとともに、政令の基準との差を解消しようとするものです。

令和3年度第1回明石市国民健康保険運営協議会へ諮問し、令和3年度の基礎賦課限度額を63万円に改正する旨の最終答申を得ています。

	①基礎賦課分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分	計（①+②+③）
現行	61万円 (63万円)	19万円 (19万円)	17万円 (17万円)	97万円 (99万円)
改正	63万円 (63万円)	19万円 (19万円)	17万円 (17万円)	99万円 (99万円)

( )内は政令の基準額

(3) 影響

対象世帯数…約500世帯（見込み）

保険料影響額…約1,000万円増加（見込み）

(4) 県下の状況

明石市を除く県下40市町の賦課限度額は政令の基準に準拠しています。

2 その他法改正に伴う所要の整備

(1) 地方税法等の改正

① 長期譲渡所得等に係る保険料の算定の特例として、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」を追加します。

② 延滞金を算出する際に用いる割合の名称変更に伴う改正を行います。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、「新型コロナウイルス感染症」の定義を改正します。

3 施行期日

公布の日とします。